

平成 28 年度第 2 回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成 29 年 2 月 23 日（木）13 時 30 分から 15 時 00 分
開催場所	河南町役場庁舎 2 階庁議室
出席者	委員 3 名 副町長、総務部施設整備担当課長、教・育部教育課長 教・育部こども 1 ばん課長、まち創造部環境・まちづくり推進課長 総務部理事兼契約検査室長、契約検査室職員 1 名
議事概要	<p>平成 28 年度第 2 回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。</p> <p>1. 指名停止措置の運用状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">【該当期間：平成 28 年 8 月 1 日から 12 月 31 日まで】</p> <p>今回該当期間内での 7 件の指名停止措置について事務局から報告がありました。</p> <p>(1) 主な質問及び意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回 5 者の指名停止措置を行った東日本大震災舗装災害復旧の発注・談合事件の全体概要は。また、何社が関与してどういう経緯で発覚したのか。 <p>(回答) 舗装工事を中心とする大手ゼネコンで、最初に 10 社が発覚し、その後 10 社が追加され、最終的に 20 社が公正取引委員会から排除措置命令等を受けています。内容は、共謀して受注予定事業者を決め価格調整を行った事案で、独占禁止法違反となっています。今回のように後から追加で排除措置がなされるというのはあまりないことです。最初に公正取引委員会が調査に入られ、他社でもやっているというような情報を提供されたことから、次々に広がっていったと考えられます。すでに大手ゼネコンが告発されているため、同案件での新たな談合関与はないと考えられますが、別案件で同様の事案が発覚する可能性はあります。</p> <p>2. 談合情報等の処理状況について</p> <p>当該期間内での談合情報はありませんでした。</p> <p>3. 入札・契約状況及び抽出事案について</p> <p>今回該当期間内に、本町が入札または随意契約を締結した 130 万円を超える工事、50 万円を超える委託及び 80 万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件 60 件の中から任意抽出された次の 3 件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について、契約検査室及び担当部局より説明し審議が行われました。</p> <p>(1) 抽出事案</p> <p style="padding-left: 2em;">① 河南町立石川保育園整備工事 (契約金額 31,949,640 円)</p> <p style="padding-left: 2em;">【抽出理由】</p> <p style="padding-left: 2em;">一般競争入札の案件中、1 番契約金額が大きかったことから、入札の過程と工事内容の説明を受けたいとの理由から抽出されました。</p>

② 河南町立小学校統合他改修工事設計業務委託（契約金額：6,793,200円）

【抽出理由】

コンサル業務は、通常一般競争入札で実施しているが、指名競争入札にされた理由と業務内容について説明を受けたいとの理由で抽出されました。

③ 美しい河南町基本条例記念碑設置工事（契約金額：2,840,400円）

【抽出理由】

この工事を随意契約にした理由とデザインを含めた業務内容について説明を受けたいことから抽出されました。

(2) 主な質問及び意見

① の抽出事案について

〈主な質問及び意見〉

・平成23年の改修時に今回の3教室を改修されなかったのはなぜですか。

(回答) 当時、石川保育園に必要な部屋数に比べ、改修前の小学校の部屋数が多かったことから、必要な部屋数だけを改修した結果、3教室は未施工でした。補足ですが、当時保育園の開園にあたり、保育園の収容人数を90名と設定し教室の改修を行っており、今回145名の計画にしたことで教室が必要になり、3教室を増やしたということです。

・この少子化の中で子供が増えているのか。

(回答) 現在、石川保育園では0歳から5歳までの子供をお預かりしております。今回改修となった3教室と申しますのは、この4月から幼・保連携型の認定こども園に移行しますので、今までの保育園部門プラス幼稚園部門が集約となることから、幼稚園部門の子供を預かるため改修に至っております。子供の数が増えたと申しますのは、入園者に関して幼稚園部門が新たに新設されますので、その3歳、4歳、5歳がプラスされる分です。

・今まで別の幼稚園に通っていた子たちが来るようになるのか。

(回答) はい。保護者の希望にもよりますが、選択は可能です。

・認定こども園になると設置の基準などは変わってくるのか。

(回答) 保育園・保育所と若干違った別の幼・保連携型認定こども園の基準が大阪府で設けられているので、その基準に合致する必要があります。

・この保育園の運営は指定管理者が行っているのですか。

(回答) 現在の河南町立石川保育園は公設民営です。町立ではありますが、運営を民間の社会福祉法人に指定管理者制度をもってお願いしており、平成24年4月から29年3月31日までの5年間を公設民営として運営してまいりました。そして、平成29年4月1日から新たな幼・保連携型の認定こども園へと移行してまいります。移行後につきましては一つの制度上の話ですが、公私連携と申しまして、社会福祉法人と町が連携して運営していくこととなり、今まで公設民営であった形が、民設民営という形に変わります。ただし、土地、建物に関しては町で対応するため、今の指定管理と何ら変わりませんが、このような制度上の運用となります。

・運用上想定されたキャパシティはこれで解消されたわけですが、保育士が不足していると言われている中、人員の確保は大丈夫なのか。

(回答) 運営事業者の方も人数に見合った保育士の確保に苦慮はしているようですが、基準が定められていますので、その基準に沿った人員の確保はされています。

・今後も設備は町が維持管理等の費用を負担するということですね。

(回答) はい。それがひいては保護者の負担軽減にも繋がってまいります。設備の維持管理を園独自でやると、その運営費用等々が直接保育料に跳ね返る場合もありますので、やはりそういったところの軽減負担ということも町の保育料をもって運営してもらうという取り組みをしています。

・民間だけで運営しているところと保育料に差があるのか。

(回答) 27年度から新たに制度が発足し、その制度に応じて移行した園に関しては、国からの補助金等を受けられておりますが、移行せず独自で行っている私立もまだあり、それらの私立に関してはやはり保育料は高く、かなりの差があるようです。

・認定こども園移行への改修は最終ということか。追加で改修工事は不要か。

(回答) 今のところは必要ありません。

・通園のエリアは広くなるのか。遠いところは通園が大変では。

(回答) 町内には2園の保育園がありますので、町での調整はありますが、あくまで保護者の希望を勘案しています。通園が遠くなることも考えられますが、保育園ですので親御さんは働いておられます。遠方の方でも通勤途中にその保育園があれば、そこに預けて仕事に行けるという利点もありますので、遠くても利便性があります。

・耐震の改修は済んでいるのか。

(回答) 耐震改修はすでに済んでいます。

・建物は平屋か。2階部分も教室に使うのか。

(回答) 鉄筋コンクリート造2階建てです。今回改修したのは2階部分の3部屋で、教室として使用します。

・工期的に短いという事はなかったか。

(回答) 現場の工事自体は終わっていますので、短いといったことはないです。

・応札された他の2社の金額が高いのでは。

(回答) それぞれが積算されて出された数字であり、得意とする分野、不得意とする分野、また資材の搬入単価等はそれぞれ違います。今回の改修内容は、教室3室の改修等リフォーム的な要素が強いため、これらの要素が価格の差となっていると考えられます。あくまで予定価格の範囲内であり、1割程度の差であるため、積算上の差の範囲内と考えます。

・設計上の㎡単価はどれくらいだったか。

(回答) 約157,000円ですが、設備も含んでいるため、もう少し下がります。

・教室内の何を改修したのか。

(回答) 黒板をホワイトボードに変更し、床の貼替えを行いました。

・設備工事と内装工事を一括で発注しているが、分割できなかったのか。
(回答) 発注の際に、建設業法で建築一式工事という業種での許可を持っている者という条件を付けております。建築一式工事というのは、例えば内装工事や設備工事、電気工事それから塗装工事、建具工事等でそれぞれに建設業法の許可がありますが、多種工事の場合は建築一式工事で発注するというのが国交省の許可の考え方ですので、それに基づき建築一式工事という業種で入札しました。

② の抽出事案について

〈主な質問及び意見〉

・設計業務はいつも価格が叩き合いだが、13者中10者が辞退した理由は。
(回答) 推察になりますが、一番大きな理由としまして発注時期の問題だと思えます。契約締結が12月1日で、業務完了は3月29日までとなっており、正月休みを挟み実質4か月の業務期間となっています。この期間でこれだけの広範囲な業務をやっていくという事は、業者にとっては金額的な面よりも、人員の配置の方が難しいと考えられます。特に年度途中のため、この時期に余分な人員はいないことから、別の案件を担当している人員を配置する必要があるため、人員に負担がかかります。完工高4.5億円以上の受注高を条件としており、会社規模としてはそれなりに大きいですが、たくさんの業務を抱えていることから、人員を割いて履行してくれるところが少なかったと推察しております。

・業務完了日が3月末としたのは、平成29年度中に工事を施工しないといけないうことか。

(回答) 統合の時期が平成31年の4月と決まっております。工事は平成30年以内に施工しますが、平成29年度にスクールバスの運行等があり、そういう工事も併せてやらなければいけませんので、3月までに設計を完了する必要があります。

・契約締結が12月となったのは、統合計画が決定したのがその直前だからということか。

(回答) 統合計画が固まってきたのは6月頃で、そこから議会や予算を進めたのが8月となり、積算、入札と進み12月に契約締結に至りました。

・工事の際の施工監理委託も含まれているのか。

(回答) 施工監理については、設計とは一体として発注していないため含んでいません。施工監理は別途で発注・契約になります。ただ、契約相手方は設計をしたものということで随意契約を締結するという形で行っています。

・最後に指名業者を1者追加されているが、応札はされたのか。

(回答) 業務多忙という理由で辞退されています。

・特別教室というのは具体的には何の教室か。

(回答) 特別教室とは、例えば図工室とか音楽室等ですが、今回は図工室になります。元の図工室については足りない教室に充てるよう活用する予定です。児童が図工室に移動するのに屋外を通ることとなるため連絡通路に屋根を設

置し、雨が降っても移動が可能となります。

- ・離れていて不便ではないか。

(回答) 距離はありますが、出来るだけ授業に影響のないよう学校から聞き取りを行い、使用頻度が一番低い図工室を幼稚園に移行することとしました。

- ・幼稚園を小学校にして、小学校を幼稚園にして無駄にならないか。

(回答) 長期的に見ればまた変わるかもしれませんが、新しいものを建てるよりも既存の施設を再利用の方が大幅に費用が安くなります。

- ・統合にあたり地元住民との話し合いはされたのか。

(回答) 各小学校区教育環境ミーティングということで、昼と夜の時間帯に住民の方に説明を行い、保護者やこれから小学校に上がられる予定の幼稚園・保育園の保護者の方向けにもそれぞれ10数回程度説明会を行い、ある程度理解は得られたと考えています。通学が遠くなる方については、スクールバスを運行する旨を説明しました。

- ・さくら坂地区の人口はどの程度なのか。

(回答) さくら坂南が新しくできたので人口は増えていますが、あと2, 3年すればまた児童が減少するという状況です。今後どこかの時点で河内小学校は、ほかの小学校と統合せざるを得ないと考えます。

- ・1学年何クラスになるのか。

(回答) 統合前ですと1クラスか多くても2クラスですが、統合しますと2クラスから3クラスとなります。教育的な配慮からも複数クラスの方が良いと考えます。

③ の抽出事案について

〈主な質問及び意見〉

- ・企画の最初の方で管内の造形作家に頼んでみようかという発想であったのか。

(回答) 河南町内に大阪芸術大学があり、その美術学科の教授をされており、また、町内の大宝地区に在住で造形作家として著名な方ですので、ぜひその方をお願いしようということで人選しました。

- ・見積書に内訳書が付いているがそれぞれの詳細を教えてください。

(回答) 準備工としまして現場確認、材料手配が106,950円、台座は黒御影石で1,137,550円です。ガラス部分の両面銘板取付につきましては、石の据付費が100,000円です。合わせガラスについては、ガラスの材料450,000円、充填硬化剤が30,000円、施工費としてコーティングが110,000円、運搬経費が25,000円、銘板の製作金物が41,000円、ステンレス枠付き鏡面仕上げが45,000円、ガラス関係が合計701,000円、設計デザイン監修費が税抜きで394,500円、下の御影石に銘板を入れ込んでおりますが、その部分のステンレス鏡面仕上げが一式で175,000円、取付工事が15,000円となっており、銘板の合計が190,000円となっております。

- ・デザインが変われば280万余りでできなかったものもあるということか。

(回答) デザイン制作者のデザインにより価格は変わります。

- ・ガラスに書いてある言葉はどこからきたものか。
(回答) 美しい河南町基本条例の基本理念となっております。
- ・住民の評判はどうですか。
(回答) 記念式典を執り行いましたが、その際に河南町の玄関前には立派過ぎるようなものを作ったなという声も頂いております。

(3) 審議の結果

総契約60件の契約案件については、「入札及び契約状況は概ね適正な手続をされている。」との講評を得ました。

4. その他

(1) 契約書の一部改正について（報告）

破産法、会社更生法、民事再生法に基づき、管財人等からの契約解除が生じた場合、契約解除に伴う違約金を請求できないという事案が生じております。具体的には、国、県、保証会社、高速道路会社からの発注案件で、破産管財人が発注者に先行して契約解除され、違約金が発生するのかというような論点で裁判訴訟をされており、最高裁の判決はまだ出ておりませんが、高裁の判決では発注者側の国、県、保証会社はすべて敗訴しています。国については上告されておりませんので敗訴が確定しております。高速道路会社については、契約書に「受注者の責めに帰すべき事由による履行不能の場合の違約金」に関する記載があったことから勝訴という形になっており、これに対して今度は管財人のほうから最高裁に対し上告がなされております。これらのことから、国では契約約款の改正手続きが現在進められており、改正にはもう少し時間を要すると聞いておりますが、契約行為は日々行っているため、改正前の約款では破産法等の手続きに対応できないことから、本町では平成29年1月20日付で、それらの条項を盛り込んだ契約約款に改正しております。

(主な質問及び意見)

- ・なし

(2) 平成29年度第1回河南町入札監視委員会の日程について

次回 平成29年度第1回河南町入札監視委員会開催日時

- ・平成29年10月4日（水）午後1時30分から
- ・小谷委員については、任期満了に伴い退任される

5. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500（内線 360・361）